諮問庁：防衛大臣
諮問日：令和７年１１月１８日（令和７年（行情）諮問第１３１５号）
答申日：令和８年１１月１１日（令和８年度（行情）答申第７８０号）
事件名：「航空安全情報」の一部開示決定に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙の１に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の２に掲げる各文書（以下、順に「文書１」及び「文書２」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、いずれも妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和５年２月６日付け防官文第２０１８号及び令和７年６月２７日付け同第１５１３１号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分１」及び「原処分２」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（１）審査請求書１（原処分１に係るもの。）

アないしエ　（略）

オ　一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カないしク　（略）

（２）審査請求書２（原処分２に係るもの。）

アないしエ　（略）

オ　上記（１）オと同旨。

カ　（略）

キ　他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する方法がないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の２に掲げる文書１及び文書２（本件対象文書）を特定した。

本件開示請求については、法１１条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和５年２月６日付け防官文第２０１８号により、本件対象文書のうち、文書１の１枚目及び３枚目並びに文書２の１枚目及び６枚目について、法５条１号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分１）を行った後、令和７年６月２７日付け同第１５１３１号により、本件対象文書のうち、文書１の１枚目及び３枚目を除く部分並びに文書２の１枚目及び６枚目を除く部分について、法５条１号、３号及び６号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分２）を行った。

本件審査請求は、原処分１及び原処分２に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分１に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約２年９か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

２　法５条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法５条１号、３号及び６号柱書きに該当する部分を不開示とした。

３　審査請求人の主張について

（１）審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法５条該当性を十分に検討した結果、上記２のとおり、本件対象文書の一部が同条１号、３号及び６号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

（２）審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

（３）審査請求人のその他の主張は、令和７年５月１４日付け情個審第１７５５号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法１９条１項に規定する諮問をしなければいけない場合に該当しない。

（４）以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和７年１１月１８日　諮問の受理

②　同日　諮問庁から理由説明書を収受

③　同年１２月１５日　審議

④　令和８年１１月４日　本件対象文書の見分並びに審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法５条１号、３号及び６号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

２　本件対象文書の特定の妥当性について

（１）本件対象文書を特定した経緯について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から以下のとおり説明があった。

ア　本件請求文書に係る開示請求書には、「２０２２．１０．２５―本本Ｂ１７６２の請求で特定された後に作成されたもの全て」と記載されていることから、本件請求文書につき、２０２２．１０．２５―本本Ｂ１７６２の開示請求の受付日の翌日（令和４年１０月２６日）から本件開示請求の受付日（同年１２月７日）までの間に発行された「航空安全情報」の開示を求めるものと解し、これに該当する文書として本件対象文書を特定した。

イ　本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は作成・発行しておらず、保有もしていない。

また、本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の保有は確認できなかった。

（２）上記（１）アの文書の特定方法に問題はなく、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していないとする上記（１）イの諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

３　不開示部分の不開示情報該当性について

（１）自衛隊員の写真の顔部分について

別表の番号１、番号３及び番号１１に掲げる不開示部分は、自衛隊員の写真の顔部分である。

当該部分は、法５条１号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当審査会事務局職員をして、自衛隊員の顔写真を公にする慣行の有無等について諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、防衛省・自衛隊においては、自衛隊員のうち将官（将補以上の階級の者を指す。）等の顔写真については、報道の用に供するため、報道機関等に提供するなど、これを公にする慣行があるが、当該不開示部分の自衛隊員については公表慣行がなく、ウェブサイト等の他の広報資料等でも公表されていない者であるとの説明があった。

上記の諮問庁の説明を踏まえると、当該部分は、法５条１号ただし書イに該当しないと認められることから、いずれも同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法６条２項による部分開示の余地はなく、法５条１号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（２）隊員の情報について

別表の番号２及び番号１０に掲げる不開示部分には、記事を寄稿した自衛隊員の勤務経歴等が記載されていると認められる。

当該部分は、氏名等の記載とあいまって、記事全体が一体として法５条１号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該自衛隊員の氏名等は原処分において開示されていることから、法６条２項による部分開示の余地はなく、当該部分は法５条１号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（３）自衛隊の組織・編成・定員・現員等に関する情報について

別表の番号１３に掲げる不開示部分及び番号７に掲げる不開示部分の一部には、自衛隊の組織・編成・定員・現員等に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（４）自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報について

別表の番号４及び番号１５に掲げる不開示部分並びに番号６ないし番号８及び番号１４に掲げる不開示部分の一部には、自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（５）自衛隊の施設に関する情報について

別表の番号５に掲げる不開示部分及び番号１４に掲げる不開示部分の一部には、自衛隊の施設に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、当該施設の防御能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（６）自衛隊の指揮系統・通信システム等に関する情報について

別表の番号６に掲げる不開示部分の一部には、自衛隊の指揮系統・通信システム等に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の指揮統制要領、手法及び内容が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（７）自衛隊の装備品に関する情報について

別表の番号１２に掲げる不開示部分並びに番号８及び番号１４に掲げる不開示部分の一部には、自衛隊の装備品に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の装備品の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（８）メールアドレス等について

別表の番号９及び番号１６に掲げる不開示部分には、防衛省の公表されていないメールアドレス、内線番号、専用番号及びＦＡＸ番号が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用さ

れ、国の機関が必要とする緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法５条６号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

４　審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

５　本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法５条１号、３号及び６号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条１号、３号及び６号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第２部会）

委員　武藤京子、委員　佐藤郁美、委員　寺田麻佑

別紙

１　本件請求文書

『航空安全情報』のうち２０２２．１０．２５―本本Ｂ１７６２の請求で特定された後に作成されたもの全て。

２　本件対象文書

文書１　航空安全情報　４．１１　Ｎｏ．５９４

文書２　航空安全情報　４．１２　Ｎｏ．５９５

別表（原処分において不開示とした部分及び理由）

番号	文書	不開示とした部分	不開示とした理由
１	文書２	１枚目の写真の顔部分	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法５条１号に該当するため不開示とした。
２	文書１	４枚目、８枚目、１５枚目、２２枚目、２８枚目、３１枚目、３３枚目、３５枚目から３７枚目まで及び４６枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法５条１号に該当するため不開示とした。
３	文書１	８枚目、１０枚目、３４枚目から３８枚目まで、４６枚目及び４７枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法５条１号ただし書イに該当するものを除く。）	
４	文書１	１２枚目から１４枚目まで及び２７枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
５	文書１	１６枚目の一部	自衛隊の施設に関する情報であり、これを公にすることに

			より、当該施設の防御能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
6	文書１	１８枚目から２１枚目までのそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察されるおそれがあるとともに、自衛隊の指揮系統・通信システム等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の指揮統制要領、手法及び内容が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
7	文書１	２３枚目及び２４枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察されるおそれがあるとともに、自衛隊の組織・編成・定員・現員等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。

８	文書１	２５枚目及び２６枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察されるおそれがあるとともに、自衛隊の装備品に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の装備品の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
９	文書１	４８枚目及び４９枚目のそれぞれ一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条６号柱書きに該当するため不開示とした。
１０	文書２	３枚目、４枚目、７枚目、１１枚目、２５枚目、２９枚目、３７枚目、４１枚目、４５枚目、４７枚目及び５２枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法５条１号に該当するため不開示とした。
１１	文書２	７枚目、１１枚目、４５枚目から４８枚目まで、５２枚目及び５３枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法５条１号ただし	

		書イに該当するものを除く。）	
１２	文書２	１５枚目、１６枚目及び３６枚目のそれぞれ一部	自衛隊の装備品に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の装備品の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
１３	文書２	３３枚目及び４５枚目のそれぞれ一部	自衛隊の組織・編成・定員・現員等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
１４	文書２	３５枚目の一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察されるおそれがあるとともに、自衛隊の装備品に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の装備品の質的能力が推察されるおそれがあり、さらに自衛隊の施設に関する情報であり、これを公にすることにより、当該施設の防御能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に

			該当するため不開示とした。
１５	文書２	４２枚目及び５３枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
１６	文書２	５４枚目及び５５枚目のそれぞれ一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条６号柱書きに該当するため不開示とした。

※枚数の表記は、当該行政文書全体の枚数で記載している。